

総務常任委員会

（平成24年10月25日）

早川新平委員長

おはようございます。

ただいまより総務常任委員会を開かせていただきます。

藤井委員のほうは、議長としての公務があるということで欠席という連絡が入っております。

本日は、所管事務調査、債権管理についてでございます。

委員の皆さんに冒頭お知らせをさせていただきます。

最初に、債権管理についての所管事務調査をさせていただきます。あと、理事者の方には退席していただいた後に、シティ・ミーティングでの市民からの意見についてという形で協議をさせていただこうというふうに思っていますので、理事者の方が退席されても退席されないようによろしくお願いいたします。

また、この債権管理についての所管事務調査に入らせていただきますけども、本日と次回11月12日、この2回で債権管理についての所管事務調査を行いますので、よろしく願います。

それでは、理事者のほうから説明をよろしく願います。

倭財政経営部長

財政経営部長、倭でございます。皆さん、おはようございます。

きょうは債権管理というところでの所管事務調査ということで、お世話になるわけでございます。債権管理につきまして、収入未済額が非常に多いという中で、今後、債権全般につきまして管理していくという視点はきわめて重要だと認識してございます。そういう観点で、ぜひ調査のほうをお願いしたいと思います。

財政経営課長のほうから資料について具体的に説明させていただきますので、よろしく願います。

荒木財政経営課長

おはようございます。財政経営課の荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料のほうでございますが、A3の資料と、総務常任委員会所管事務調査資料、債権管

理についてというA3の資料と、A4の資料でございますが、それぞれ債権の種類ごとに三つ、3種類の滞納整理マニュアルということでご用意させていただきました。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきたいと思います。A3の資料のほうから説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、こちら、A4のほう、一つ空白になってございますが、こちらの資料につきましては、先ほどの8月定例会議の追加資料ということで、皆様に配付させていただいた資料でございます。債権の滞納整理についてということで、現在私どもの全庁的な取り組みについて、それぞれ債権ごとに強制徴収公債権でありますとか非強制徴収公債権、あるいは3番目でございますが、私債権と、それぞれこのような取り組みで行っておるということでございます。

それと、一番最後の丸でございますが、全庁的な滞納整理の取り組みということで、本年度におきましては、各所管課に先ほどご紹介させていただきましたA4のこのようなマニュアルを債権を持つ所属において作成いたしまして、このマニュアルに基づいて、それぞれ取り組んでいると、なお、この取り組みに当たっては、今年度どのような感じでやるというような目標を立てることによって目標管理もやっていこうというような取り組みをさせていただきます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

具体的に先ほど私、申し上げましたが、3種類の債権に分けて管理しようというご説明を申し上げました。その具体的なことについてフローをそれぞれ用意させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。2ページになります。

上に強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権とそれぞれタイトルがつけてございますが、まず、大きく二つに分けさせていただいております。まず、1点目は、行政処分である賦課処分に代表される公法上の原因に基づき発生する自治体債権ということで、これを強制徴収公債権と非強制徴収公債権と二つあわせまして公債権というふうに区分してございます。それぞれ強制徴収公債権については市税あるいは保育所の負担金でありますとか、国民健康保険料でありますとか、そういったもろもろのものが強制徴収公債権ということでございまして、もう一つ、公債権の中の一つでございますが、非強制徴収公債権ということで、例えばし尿の汲み取り手数料でありますとかコミュニティ・プラントの使用料、これにつきましては地方税の滞納処分の例によることはできず、民事法による強制徴収が必要なものという区分をさせていただいております。

大きく公債権に対しまして、もう一つ、整理させていただいておるのが私債権ということでございますが、これにつきましては私法上の原因に基づいて発生する自治体債権ということで、具体的に申し上げますと、契約行為等に代表されるものにより発生する債権ということで、大きく二つに分類されて、中でも3種類に分類してございます。

この分類はなぜしてあるかということなんでございますが、これにつきましては個別の債権が発生した段階で適用される、それぞれ滞納整理を取り組んでいく上で適用される法律関係、特に時効に関しまして、地方自治法上の規定によるものなのか、あるいは民法、商法の規定が適用されるのか、それぞれ法律関係によって対応が変わってまいりますので、そのために全庁的に3種類の債権に分けて、それぞれの取り組みを推進しておるということでございます。

その取り組みについて、違いも含めまして、以下、ご説明申し上げます。

まず、債権として発生した段階でございますが、発生段階ということで、賦課決定、契約等ということで債権が発生します。それぞれ公債権におきましては、納付告知または納入通知ということで取り組んでいきますが、私債権に関しましては、納入通知書のみということでございます。

公債権に関しましては、行政処分である賦課処分に代表されるものでございまして、行政処分で一方的に処分、賦課することから通知が必要ということで、納付告知という行為が私債権にプラスされることになってございます。

それと、2段目の箱でございますが、日常管理ということで、これについてはそれぞれ債権管理台帳への記載でありますとか徴収計画の策定、これにつきましては3種類とも同じ取り組みでございます。

一番大きく違うのは次の回収というところでございますが、強制徴収公債権ということで、これにつきましては税法上の滞納処分の例により強制徴収できるものということになってございますが、これにつきましては督促を経て滞納処分であります差し押さえ等々を行い、換価、配当という、こういう強制徴収ができるということになっておりまして、一般的に強制徴収公債権につきましてはこういう流れとなります。

一方、非強制徴収公債権と私債権、これにつきましては、強制徴収等には必ず裁判所の手続が必要ということになってございまして、裁判所に強制徴収の申し出をするということから、強制執行の手続に入っていくというような取り組みとなってまいります。

それぞれ、それと時効の中断、停止でありますとかというものにつきましても、若干そ

それぞれの個別法で取り組みが違うということでございます。

それともう一点、大きく公債権と私債権で違いますところは、一番下の枠でございますが、ここの私債権のところをごらんいただきたいと思うんですが、時効の援用ということで、民法第145条ということで、それぞれ債権については、時効がそれぞれ年数は違いますが、発生することになります。

それにおきまして、公債権に関しましては、時効が地方自治法上の第236条の第1項で認められておるといようなことになっておりますが、私債権に関しましては、時効につきましては、相手方から、もう私、時効やもんで、時効と違うかという申し出という行為が必要になりまして、これを時効の援用というふうに呼んでおりますが、この時効の援用をしない限り、不納欠損には至らないといようなことが大きく違う点でございます。

具体的な取り組みについて、それぞれの3種類の債権についてご説明申し上げました。

それと、続きまして、まず、A4の4ページをごらんいただきたいと思うんですが、債権管理条例ということで、他都市の中から参考的に1市、豊田市の債権管理条例、平成21年3月31日に制定されたものでございますが、これにつきまして資料として添付させていただいております。これについて、まず説明させていただきたいと思っております。

まず、債権管理条例でございますが、それぞれ目的、定義ということで書いてございまして、第3条には、この条例の対象の債権の範囲が書いてございます。法令または条例もしくはこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例に定めるということで、個別法とかほかの条例、規則に規定があるものを除いて、この条例の対象としておるといことでございます。

第4条につきましては、市長の責務が書いてございまして、適正な管理に最大限努めることであるとか、債務者の収入状況及び滞納理由、その他必要な事項の把握に努め、適切な措置をとることといような市長等の責務が書いてございます。

あと、私、先ほどフローで申し上げましたような取り組みがそれぞれ条例にもうたってございます。第6条では督促、第8条では強制執行等と、第10条におきましては履行期限の繰り上げでございますとか債権の申し出等、それから、第12条では徴収停止、第13条におきましては履行延期の特約、それと、第14条では債務免除といようなことであります。先ほどのフローの流れの一連の流れが条例でそれぞれうたい込まれているといことでございます。

第15条でございますが、ここが一番特徴的な部分と申しまししょうか、債権管理条例の制

定する特徴的な部分でございますが、ここには債権の放棄ということで、第2号、当該その他の債権（当該その他の債権の時効の消滅について、時効の援用を要するものに限る）という限定をしてございますが、消滅時効に係る時効期間が満了したときということで、満了したときに放棄することができるというような時効の援用を要するものであっても、時効期間が満了したときに限って債権を放棄することができるというような規定がされてございます。

それでは、それをもちまして、豊田市初め、ちょっと戻っていただきまして3ページでございますが、このような債権管理条例を制定した市において、その後、効果とか、あるいはその後の課題でございますとか、そういうようなことがどのようなことがあったのかというようなことにつきまして、3ページで改めてこのほど調査させていただいたやつを添付させていただいております。

効果・成果あるいは収納率の向上ということでございますが、これも一つの成果という部分には入ろうかと思っておりますが、それと、課題ということで整理させていただいております。

効果・成果につきましては、例えば不良債権の処理の迅速化が進んだことでありますとか、あるいは市債権を全体を統一的な基準により処理していくことができるということで、債権ごとの債権管理が適正なものになったでございまして、あるいは法令遵守の意識が向上したでございまして、職員の意識向上につながったとか、あるいは放棄要件に該当するものについて、放棄することによって、本来回収すべき債権に関しまして力を集中できるというようなことが主な効果・成果として上げられております。

また、収納率の向上につきましても、この債権管理条例を直接制定したことによって、直接的に本当に効果があったのかどうかはわからないということでございますが、収納率の向上が見られておる市も多うございました。

また、課題につきましては、部局ごとに特徴のある債権についての一括管理や指導が、やはりまだ管理上、債権管理条例を制定した上においても各部局でばらつきがあるというようなことから、一括管理や指導の徹底について課題があるというようなことでございますとか、あるいは条例上、債権放棄の金額について上限を設けていなかったことから、議会の議決なく放棄可能ということになってしまうことから、金額への制限を設けるべきかどうかといった部内、庁内での議論も起こっており、これは浜松市の事例でございますが、こういったような課題が上げられてございます。

続きまして、A3の資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、不納欠損額及び収入未済額部局別明細ということで、上の欄外のところに平成24年8月定例月議会決算常任委員会資料ということで提出させていただいた資料が、収入未済理由というところの左側までを、先ほどの決算常任委員会資料として提出させていただきましたものでございます。それに、今回具体的に件数はどれくらいあるのかという、平成23年度の件数でございますが、件数と、先ほど私申し上げました債権の種類あるいはその債権ごとの時効の年数というようなものを今回改めて追加で整理させていただいて、記載、提出させていただいたものでございます。

詳しい説明につきましては、時間の関係上もでございますもんで、省かせていただきたいと思います。

続きまして、A4の資料をお願いいたします。

A4の種類でございますが、3種類、強制徴収公債権の代表的なものとしたしまして、介護保険料の滞納整理マニュアルと、非強制徴収公債権の代表的な一つとしたしまして、文化会館の使用料の滞納整理マニュアル、それと、私債権の代表的なものとしたしまして、奨学資金返還金の滞納整理マニュアルということでそれぞれつけさせていただいておりますが、中身の主な違うところについてご説明したいと思います。

まず、それぞれちょっと申しわけございませんが、目次でございますが、目次のところをまずごらんいただきたいと思います。

めくっていただきまして、例えば強制徴収公債権ですと、39分の1ページのところに目次が掲げてございます。それぞれ1ページ、1ページ、2ページということで、目次のところを比較していただきたいと思いますというふうに思います。よろしいでしょうか。

大小それぞれ納付交渉というようなところにつきましては、どの債権につきましても、基本的には変わりございません。ただ、第2章のところでございますが、強制徴収公債権におきましては、滞納処分ということで、地方税法に基づく滞納処分ができるというようなことでございますもんで、強制徴収公債権につきましては、第2章が滞納処分ということになってございます。

ただし、非強制徴収公債権あるいは私債権におきましては法的措置ということで、法的措置の実施あるいは支払い督促、強制徴収というような手続に第2章がなっております。

それと、第3章につきましては、やはり強制徴収公債権の場合は、他の手続との調整ということで、差し押さえでありますとか債権の申し出とかということで整理させていただ

いてございますが、ほかの二つの債権につきましては、債権の申し出、配当の要求と、それぞれ履行期限の繰り上げというふうに整理させていただいております。

それと、一番大きく違うのが第4章のところでございますが、こちらのところにつきましては、非強制徴収公債権と私債権でそれぞれ第4章債権管理というところで変わりはございませんが、具体的に私債権につきましては、私債権の10ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらのほうで10ページのところで、項目といたしまして、第4章の債権の管理というところで、2番の債務の免除というところの項目でございますが、一番上の(1)の時効の援用ということで、1番、私債権といたしまして時効の援用が認められることにより利益を得ようとするものということ、このうたい込みをしております。大きな違いについては、私債権ではこの部分というようなことでございます。

具体的には、このマニュアルの内容につきましては、私、冒頭に説明いたしました3のフローのことがそれぞれ文章でこのようなことをやっていくということで、マニュアルで整理させていただいたものでございます。

雑駁ではございますが、説明については以上でございます。

早川新平委員長

資料の説明は以上のとおりです。

委員の皆さんのほうから質疑等ありましたらご意見をお願いいたしたいと思っております。

中川雅晶委員

2年ぐらい前ですか、最初に、協議会でしたっけ、所管事務調査だか、もう忘れたんですけど、債権管理について、当時も債権管理条例というのを制定してきた自治体というのもあって、債権に対する課題というのも、そのころからもう重要な課題というふうに認識はしていたんですけども、そのときも私債権と公債権のことも議題には上がっていましたが、このまま流動資産をそのままもう本当に回収する見込みがないのに流動資産に計上せざるを得ないという状況も問題だし、逆に、ずっと職員もそのことに注力しなきゃいけないとなると、やっぱり集中的に人もお金も集中してやったほうが効果が上がるということも議論はあったんですが、ただ、やっぱりその当時はまだまだなかなかそれが公平性を欠くんじゃないかとか、いろいろ議論があってなかなか進まなかったんですけど、その当時と、今、債権管理条例を制定している自治体の中でいろいろ検証も進んで、きょうも出

されたところで、そんなにほかの各自治体で悪いという評価はないと思うんですけども、ただ、債権管理が問題となっているというところが人的な要因の部分、それぞれの各セクションによって、言うたら職員さんのスキルが違ったりとか、知識や経験不足があったりとか、認識が違ったりとかというところの整合性がないというところの部分であったりとか、それから、研修も従来型の職員研修所で研修している内容では、なかなかこの部分はやっぱりノウハウという部分ではしんどいという部分があったりとかという、そういう人的な要因が一つと、それから、組織的な部分で庁内で債権のルールが確立しているかどうかというところで、例えば私債権と公債権、大きく分けても入りまじっているところとか、私債権、私債権、公債権、公債権というところがあったりとか、非常にややこしいという部分で、今回もそれぞれ各原課のマニュアルは出していただきましたけど、だから、その辺も統一的なマニュアルが余りないとかという問題とか、それから、人事異動でなかなかそのことが継承されないという組織的な部分と、それから、あと、地方自治法上の制度の要因として、民事訴訟とか和解とか法的手続をとろうと思えば、原則として議会の議決を要するんですけども、なかなかタイムリーじゃないし、一々という部分があつてなかなか進まないという部分があるので、この辺を仕事がやりやすいように、また、債権管理がしやすいように実態に合わせた、また実効的な債権管理をするよという事で債権管理条約ができたというところで、僕はこの方向に向けて進むべきやとは思うんですけど、その辺、例えば理事者側として、ここ数年、初めて債権管理条例が多分制定したのは平成15年度の新宿区だと思うんですけど、そこから含めて、今現在この債権管理条例があることによってプラスの部分と課題の部分と、ほかの自治体でいろいろ資料を出してもらいましたが、実質のところどういうふうに分析されているのか教えていただけますか。

倭財政経営部長

じゃ、私のほうから、公債権管理条例の実績について、どういう形での受け取りをしておるかというところでご質問いただいたわけでございます。

いろいろ現状につきまして、今、委員さんのほうからご質問いただいたわけですが、確かに他市の状況、債権管理条例を見ておきまして、やはり目的は、各市、ポイントになるのは時効の援用というところが基本になってくると思います。

中川委員さんがおっしゃったように、当然そこら辺について時効の援用がないというところ、例えば未収金を時効消滅できないとか、そういうところを整理することによって、

事務的にも効率化が図れるというふうなそういう視点もございます。

ここにございますようにその効果という点につきまして調査させていただく中では、現状、条例制定によって良というふうなところもございますけども、ただ、例えば豊橋市さんなんかを見ますと、課題のほうに出てございますように、例えば債権放棄について、対象債権の適正管理が前提となっているため、時効管理を徹底するよう指導中であるとか、こういったところも書いてございますし、具体的にマニュアル整備というふうなところにつきまして、条例は制定したものの具体的な滞納の手続、システムができていないと、こういったところを後追的に今課題として取り上げておるといところがございます。

本市も平成22年に、今ご指摘いただいたように、協議会でこの債権管理条例についてご議論いただいたという経緯がございます。その折に債権管理条例の必要性ということは、各委員さんも認識をしていただいたというところで、こちらとしても思っておりますが、その折りのご指摘でも、その前にやはり滞納整理という適切な債権の管理というふうなところをまずやる必要があるというふうなご意見をいただいたというふうにこちらとしては記憶してございます。

きょう、例えばマニュアルをお示しさせていただいたところでございますが、こういったマニュアルづくりをして、先ほど人的な要因というふうなところでのご指摘をいただきましたけども、各所管がいろいろ債権を持ってございます。そういうまず基本になる適正管理を十分にやらせていただいた上で、豊橋市さんと同様に、その条例制定において、例えば債権の放棄であるとか、そういうところをより事務的にスムーズになるような形というふうな思いでございまして、まずはそういう形を条例制定に向けて適正管理を十分させていただく必要があるという認識でございまして、その上での条例制定というふうなところで認識しておるといところでございます。

そういう面で、先ほど説明させていただきましたマニュアルを今年度各所管で作成をさせただいて、準備を今させていただいておるとい思いでございます。

以上でございます。

中川雅晶委員

今、大きいところでお伺いしましたけど、それはそれとして、まず、今現場が抱えている問題というところで、特にしんどいというのは、私債権の取り扱いについてしんどいかなってという想像が一つと、収納率がなかなか低調な収納率であったりとか、それから、

過年度に繰り越してしまうとなかなか回収に結びつかない、年々回収率が下がっていくという傾向と、それから、不納欠損といっても、その不納欠損額がふやせばいいというわけではないんやけども、適正な不納欠損処理をしているかどうかというところのしんどさという部分があるとは思いますが、その辺本市の現状としてどの辺が一番しんどくて、どうすることによってこういう業務が適正な債権管理に移行できるとか、そういう阻害要因とかというのは、実際のところ現場としてはどうなのかというところをもうちょっと詳しくわかりやすく教えていただけますか。

矢田収納推進課長

収納推進課の矢田です。よろしく申し上げます。

一応財政経営課のほうで債権管理というのは行っておりますけれども、実際に我々収納推進課というのは、強制徴収公債権のみ行っています。ただ、税金だけではなくて、ほかの国保とか介護等も一部回収困難な部分だけは移管を受けて行っておりまして、そういった意味合いから、今回の3種類のマニュアルについての標準マニュアルというのを、まず、うちのほうで作成をさせていただきました。そして、そこに、いわゆる穴埋め方式みたいな形ですけども、そういう形でさせていただきました。

それはなぜかといいますと、先ほど中川委員から指摘がありましたように、まず人的な問題、実は市の中でも人的な問題というのをやはり抱えております。特に非強制徴収公債権と私債権については、件数が少ないとか額が少ない、額も当然少ないんですけども、そういった意味合いから、その専属の職員というのがあるわけではございません。そういった意味合いで、通常のほかの業務をやりつつ徴収を行っているというところで、極端にいうと徴収のプロではないという部分が一つ問題かと思っております。

そういった意味合いから、まずどうすればいいかというところで、一度我々もちょっと分析をさせてもらいましたら、まず、それぞれがどういう行動をしなきゃならないとか、何の法律に基づいてやっているか、そういうのを完全に各担当が把握しているか、こういう問題がまず出てきています。それについて、実は一部の課では恥ずかしながら、いわゆる前任者から教えてもらっているだけという形で、書類で引き継いでおるというわけではございません。そういった意味合いから、まず、実は去年1年間、私どものほうで標準マニュアルの作成をさせていただいております。

その中で、標準マニュアルをつくるというのは何が大事かといいますと、それぞれの債

権に特徴があって、あと、私債権の中でいろいろ分かれていますけども、やることは一緒なので、それをまず提示させてもらって、あなたたちはこれだけのことをやらなきゃならないですよというようなことをまず認識してもらおうということが大事かなということで、ことしはそれについて財政経営課のほうから声をかけて、全課集めてそれぞれの債権ごとにマニュアルをつくるに当たって標準マニュアルの説明会というのをさせてもらっています。これが1回目の研修に当たるのかなと思っています。

あと、もう一点は、今回の債権管理条例の関係で、管理をするということ自体がやはり若干おろそかになっておると、その一つがいわゆる滞納者に関する台帳、これをきちっと整備しておるかどうかが、何日、何時にどういう形で交渉しておるかとか、そういう記録をきちっととっておるかどうかと、そういう問題があります。それについてはやはりマニュアルをきちっとまずそこに入れて、台帳の整備をまずきちっとさせる、これが大事かなと思っています。これがまず一つ、現場では問題かなと思っています。

当然のことながら、豊田市の債権管理条例のほうも見ていただくと、条例にも台帳の整備というのをうたっています。要するに条例化できちっとそれも義務づけるということも大事なのかなというのがありますが、その前にまずきちっと法を理解して、その台帳整備等をさせるというのが大事かなというのが一つです。

それと、庁内の債権のルールに当たってなんですけども、先ほど言いましたように継承がきちっとされていないというのはマニュアルである程度できるだろうということはあるんですけども、じゃ、結果どうするのかという話です。そこについてはやはりまだきちっと詰められていないというところがあるかなと思っています。

債権管理条例を先ほどうちのほうの部長からも説明しましたように、債権管理条例をいきなりつくって後追いというよりは、やはり整備してから債権管理条例をするということで、例えば債権放棄についても財政経営課長の荒木のほうからも幾らまで放棄を認めるかと、これ、実際にほかの自治体も多種多様に分かれております。頭は500万円以下は放棄というのもあれば、300万円というところもあります。要するに何でも天井知らずというのも、これはやはり問題があるかなということがあります。

それと債権放棄、これ、この条例だけを見ると、現場が例えば取れないやつは放棄できるんやという勘違いされる可能性があるというのを我々は恐れています。基本的にはやることをやって、それからでないと、結局取れないということで放棄ということですから、そのルールづくりというのがまず大事かなと思っています。やることをやらなきゃならな

いという意味でも、ここのマニュアルの第2章ですか、法的措置というのを入れさせてもらったのも、やはりその辺の認識を与えるためにやっておるところです。

あと、3点目に地方自治法上の問題というのをちょっと指摘されましたけども、やはり地方自治法上で債権の回収というのは、特に施行令第171条で細かく定められておるんですけども、それがうまく適用できるかということ、なかなかそれが基準が厳しかったりして徴収停止ができなかったとか、そういう部分があります。それと、やはりこういった形で調べるかということも問題があって、そういった部分についても課題があって、その辺をどうクリアするかということのを各課が考えているかということ、やはりこれも考えてはないと思います。そういった部分から、やはりうちのほうの財政経営部のほうで音頭をとって、こういう考え方をするんだということのも逆に教え込むというのが大事なのかなという形が今現場の問題としてはあります。

中川雅晶委員

最後にしますけど、条例先行では余り意味がないですって言われるのは僕もそのとおりだと思います。

さっき言われた人的な部分と、それから管理の仕方と、それがどういうふうに一定のルールをどうするのかということは大切やと思いますし、議会への報告の仕方であったりとか、進捗管理の報告の仕方であったりとか、専決処分のルールづくりとか、それをどういうふうな基準で定めていくかということも必要やと思いますし、全て原課任せではなくてダブルチェックする仕組みづくりとかということも、やっぱり一定のルールづくりをしていかなければ有効には働かないのかなとは私もそういうふうに思いますので、そういう部分ではそういうことも盛り込んだものにしていかなければならないなというふうに思います。それはどういうところがそうなのかというところの議論は進めていかないかなのかなと思うんですけども、ただ、一定そういうことを含めて、例えば債権管理条例化をすることによって効用は生まれるのかどうかというのは、現場としてはどうですか。

矢田収納推進課長

現場としては、やはり債権管理条例、実際にちょっと申しわけないですが、私どもは強制徴収公債権を扱っているんで、債権管理条例の恩恵はほとんどないんですけども、代表してという形でちょっと話をさせてもらいますと、やはりきちっと債権管理条例ができる

ことによって方向性が見えてくると思います。それと、先ほど言いました、もう少し債権管理条例をつくる時に債権放棄するには、例えばこれとこれをやった後でないといけないよとか、金額はこの程度しかできないよとか、そういうような基準もきちっと定めることによって、やはりある程度、正直言って、特に私債権で、もう行方不明で、それでも回収の見込みがない。しかも、行方不明であれば、本人が、私のものは時効ですってという援用を申し出ないわけです。

そういった意味合いからいきますと、当然行方不明ですと支払い督促もできませんので、そういった意味合いからいくと、債権管理条例ができると、やはりそれはある程度、皆さんの未収額が全部取れるという感覚を持っておられるかも知れませんが、やはり一部は完全に取れない部分もあるというのは事実です。そういった部分がきちっと処理できるということで、原課もずっと取れやんのをいつも未収額で上げて、取れませんでした、済みませんというよりは、やはりきちっと適正な処理をさせていただきますということが言えるということから考えると、現場としては、やはり方向性も見れる、それで、そういう処理も最終的にできるということですからっきりできますし、先ほど中川委員が言われたように、取れる当てのないものに対して、何らかのいろいろ事務をしてやるよりは、実際にもうきちっと取れるものに力を注ぐという形で、もっと集中できるということで収納率も上がるということが予想されますので、そういった意味合いからは条例ができるのかなと思っておると思います。

中川雅晶委員

それぞれの原課が自分のところの債権が私債権なのか公債権なのかぐらいはわかるかもしれないですけど、それが強制徴収公債権なのかどうかはわかるんですかね。でも、どういう位置づけで処理をされていくのかというのがなかなかわかっているようでわかってないというのが僕もそうですし、あるのかなと思いますし、いろいろ監査で見させてもらっていても、それぞれによって扱い方が違ったり、例えば徴収するときの利息についても、それぞれ結構強制的に利息を取っているところと、まあまあそれなりにというところもあったりとか、それぞれ対応の違いというものもあると、市民から見て、ううんという部分もあったりとか、それぞれの本当に債権に応じたやり方が違うので、この辺を一定のルールで管理、債権管理というものを一定のところ引き上げるには有効かなって思いますので、その辺を議論できたらなというふうに思います。私はもうこれで。

早川新平委員長

ほかにございませつか。

誰もみえなかつたら私のほうから聞かせていただきたいんですが、このA3の3ページにずっと書いてある、一番最初の債権管理についてという、先ほどの他市の債権管理条例制定による効果、課題等という3ページなんですけども、例えば函館市の効果・成果のところの一番下なんか、不良債権の処理の迅速化が図られている、並びに浜松市だと、一番最初に私債権の債権放棄が進むことにより、不良債権の不納欠損処理が進んだ、豊橋市については、債権放棄手続により整理することができたという、こういうところの例を見るように、これができることによって事務方の処理はできるんやわな、これは。

だけど、一番大事なのは、債権管理やから、そこの管理をすればいいのかもわからんけれども、矢田課長のところの収納推進課という収納率を上げていかなきゃ意味がないような、管理だけやなしにもとの部分、先ほど矢田課長がおっしゃったように、取れない部分は必ず出てくるんだらうけども、それによって収納率が上がるために条例を制定すべきやと、枝葉末節だらうなと。

管理のところは、これができることによって非常にいいんだらうけども、もとの四日市の収入から考えると、ここに一つ、豊橋市さんの真ん中の収納率の向上で、真ん中のところが保育料等の一部債権においては収納率の向上が見られたとか、そういう成果は一部ではあるんだらうけども、そのところが収納推進課、特に矢田課長のところなんかはどうなのかなと。

例えば民間であれば、例えば1000万円のものがあったら、10万円で債権譲渡してという取り立てとかいろんな部分があるやないですか。それが行政はできないと思うんやけどもな。そういった方法とかいろんなことを考えていかないと、毎年、先ほど中川委員からも指摘があったように、同じことの繰り返しというのが出てくるのであって、一番の命題は収納率を上げるためにはいかにするかということで、第2次的に整理がやりやすくなったとか、債権放棄とか、債権放棄ばっかのところへ矢田課長が指摘をされておったように、誤解をされるところがあるので、現場は、あれは非常にこれがあるから、すごく収納率は絶対上がるんだというようなご意見があれば、また教えていただきたいんだけども。

矢田収納推進課長

債権管理条例があれば、収納率が上がるというか、この債権管理条例を制定して、それに付随するような内容の、極端にいうと、一部、各条例も改正してもらう必要が出てくるのかなという気はしています。それは先ほど中川委員から言われましたように、いわゆるうちでいう延滞金、遅延金とかいろいろあるんですけども、そういった部分で、これ、実際にかけるというのが書いてあるんですけども、援助規定がないような条例もありますし、あと、もう一つは、そうすると、かなり雪だるま式になってくるというところがまず、ちょっとその辺をきちっと条例制定のときに周辺も整備が必要かなと思っています。

それと、もう一つは、同じようにこの条例を制定するときに、実はやはり生活に苦しい方というのもあると思います。その中で、この料金の中で、例えばその年に1回かけて、一括納付が原則というところがあるんです。滞納整理をしておっても、分割で納めさせてくださいというても、うちはやっていませんというようなところもあります。そういった部分をやはり今回整備して、収納率を上げるというのであれば、皆さんの理解を得て、例えばこういうのは分割でもいけるようにしようやないかとか、そういうような整備をすれば、収納率は上がっていくのかなと思います。

ただ、事務方はその部分、分割を認めれば、当然毎月履行するかとか、その管理をするというのが事務としてはふえますけれども、ただ、逆に言うと、納める方も生活が苦しい状態の中でも納める気がある方に関して手を差し伸べるという部分が必要かなと思っていますので、そういった部分を含めて、条例と基準等を付随して整備すれば収納率は上がっていくのかなと思っています。

その部分で言えば、管理条例をつくるときに、全部各債権を細かくどういうやり方でどう取っておるのかとか、こういうのを調べますので、そういった意味合いでいくと、例えば統一的な行動という話が原則ですから、例えばあそこは分割を認めてもらったのに、あんなのところは何で認めてもらえんのかという、こういう矛盾がなくなっていくかなと思っています。そういった部分で収納率は上がるかなとは思っています。

早川新平委員長

ありがとうございます。

野呂泰治委員

ちょっと関連のような格好なんですけど、要は、今、矢田課長が言われたけど、いろん

な債権というか、要は税ですわな。税とか、あるいは今の世の中、とにかく全てなんです、税については安くしてほしいとか、減税ですわな。それから、公のものについては行政が全部やってくれとか、とにかく少なく、もっと言えば福祉重視というばっかじゃないんですけど、いろんなもろもろのことについての行政の負担というか、当然やないかという中での徴収というのは大変難しい時代にあるんかなというのは、僕は一点思うんです。

それと、今言われましたけど、徴収方法についても行政のものの見方、代金回収の仕方ですわ。それが納税者の所得とか納税者の懐ですわ、はっきり言うて、それがたくさん余裕のある時期と、例えばボーナス時期とか、あるいはいろんなそういうところがあれば、徴収しやすい、もらいやすい、そうでないときに本当非常に困っている、いわゆる4月、5月やと入学時期とか、あるいは家庭によりますけど、いろんなことがあって、そんなこともきめ細かに考えて徴収方法というものをやっていかないと、滞納なんてふえて当たり前なんです。みんなの所得というのはどんどん減っています。

それともう一つ、気づいたのは、例えば不納欠損額で文化会館の使用料なんかで、こんな残っているわけです。民間やったらこんな前払いなんですよ。予約したときに半分納入してもらおうとか、使ったときに即現金でもらおうとか、そういう制度に変えたら、こんなのは少なくなるようにも思いますので、やっぱり徴収方法、滞納整理マニュアルばかりでなくて、そういう条例ばかりじゃなくて、いわゆるいかに払ってもらえる人の立場に立って、払いやすいような条件を整備していくかです。ないときに幾らくださいと言ったって無理なんです。今はとにかくキャッシュ・フローといって、時代もそうなんです、もう現金化ばっかですわ。毎日我々、現金で給料をもらうておるわけじゃないんです。

車の支払いだってローンとかいろいろ手形とかありますけど、今はとにかくキャッシュ、キャッシュですわ。時代が変わってきているので、現金であるよというか、払わなきゃ、もう前払い、前払いです、先に、払うほうは。そういうふうな納税者というか消費者というか、そういういろんな流れというものをよく考えてこういうものをつくっていただくことによって、少しでも滞納というか、それと、一般の市民に対する、消費者に対してもやっぱり物を買ったら払わなあかんのやと、使わせてもらったんだったら払わなあかんのやという、そういう意識もやっぱり日ごろから納税納税、くださいくださいじゃなくて、払うのが当然なんですよということをみんなに、そんな大人になってからじゃなくて、学校教育の中、小さいときからそれは当然義務なんだということをしないと世の中は成り立ちませんと思うんです。

その辺、アバウトですけど、いろいろ細かい規則をたくさんつくってもらって、これ結構なんですけど、しかし、本当に困った人にはどう助けてやるかということ、これは別問題ですけど、それは別です、それは、それは助けないかんですけど。半ば本当に困ったときの、本当に税を払うのにここまで財産を全部強制的に、民間だったら、少しでも分納でもすれば、そのままその場所で住めるのに、税が払ってないんだから強制退去と、これも何かちょっと生活権、非常な微妙な問題だなと思うときもあります。ちょっと長くなりましたけど、コメントがあったら言ってください。

倭財政経営部長

今、ご指摘いただいた野呂委員さんのあれですけども、これはご指摘いただくようお願いだと思っています。

きめ細かく対応する人が必要やというところで、実際収納推進課でございますけども、やはり相手さんと十分相談といえますか、会ってお話しする中で、分納なりというふうなところも十分させていただく必要があるというところで、職員一人一人十分な対応をしていくというふうなところで考えてございますので、これについては別に強制公債権なり、それから私債権というふうな、債権の種類によってというところはございませんので、市としては同じスタンスで当然債権の適正管理というふうなところは臨んでいく必要があるというふうなところで認識しておるというところでございますので、今ご指摘いただいて、具体的にこういうマニュアルとか、そういう形でつくらせていただいて、職員一人一人がそういう意識を持って対応していくというふうなことにつなげていく必要があるというふうな認識でおるところでございます。

それから、文化会館の使用料につきましても、基本にご指摘いただいたように、使用料については許可と一緒に納めいただくというのが基本だというふう聞いてございますので、そういったところも当然滞納がないような形というふうなところで進めていく必要があるというふうなところで考えております。

いずれにいたしましても、先ほど申しました適正管理というふうなところでは、基本は債権、全ての債権、こういうマニュアルをつくることによって統一した同じ形で全市的に取り組むような、払いやすい、払っていただけるように十分対応していく必要があるという認識でございます。

以上でございます。

野呂泰治委員

それともう一点、例えば貸付金なんか、これ、ございますわね、いろんな形で。だから、どこまで貸し付けた方のいわゆる日常のことをしっかりと把握ということも何でしょうけども、やっぱりそういった方に対する日ごろからの接触というか、そういう関係もどういうふうにしていったらいいんか、いろいろあるでしょうけども、やっぱり知らない間にどっかいなくなったとか、いろんなことでこれも支払いが出来るということは、いろんなもろもろの条件があると思いますので、そういう点もチェックというかフォローというか、やっぱりしっかりと把握していくべきやとそんなふうに思いますので、要望しておきます。

早川新平委員長

他に。

川村高司委員

よろしくをお願いします。ちょっとよそ事というか、入るんですけど、豊田市の債権管理条例というのを付けていただいているんですけども、逆に、その効果、課題等の3ページのところに豊田市はどうしてないのかなという、ちょっとその辺。

荒木財政経営課長

申しわけございません。全然意図はございませんが、とりあえず豊田市には照会を当然かけました。その後、効果をどのように分析しているということで照会をかけたんですが、返事が戻ってこずにしたために、今回このようなところから漏れたということで、申しわけございません。

川村高司委員

3ページの資料、今回のために改めてヒアリングをしていただいて、電話ヒアリング等々で、この情報を集めていただいたということでいいんですかね。

荒木財政経営課長

まずもって、文章を具体的に申しますと、メールで課題、成果、収納率、この区分によ

って文章で照会かけました。それで、戻ってきた部分について、ちょっと疑義があるところとか不明確な部分を担当レベルで問い合わせることによって作成しております。

以上でございます。

川村高司委員

済みません、その辺の実態というか、これがいつの時点の情報なのかというか、それが知りたかったので、各市町とそういうホットラインというか、もういきなりメールを送れば答えてくれるようなコミュニケーションは担保というか、あるものなんですか。

荒木財政経営課長

基本的には自治体同士、他団体とのつき合いに関しましては、私どももそうなんです、いろんな問い合わせが来ます。各自治体によってそれぞれの課題がございますもので、それについてやりとりするというのは暗黙の了解と申しましょうか、基本的にはそういうふうになっています。

川村高司委員

他市の情報というのは、あくまでも参考程度の情報であるというふうには認識しているんですけども、もし私が一担当で、この条例制定に対して目的は何かと言えば、先ほどからお話しされているみたいに債権管理の適正化で収納率の向上という、じゃ、本当に条例制定した市町が、ここに効果・成果って書いてあるんですけど、成果としては収納率の向上であって、具体的にその条例制定直前と最新の収納率は、少なくとも明確に何%が何%になったというのは知りたいて私なら思ってしまいうんですけど、そういう質問の問いかけをしても、結果返ってこないのか、例えば成果と収納率の向上であって、その副次効果としていろんな迅速化が図られたとかっていう、そういう明確な目的に対する得られたものは何なのかというようなところがもうちょっとできれば、資料としてあったほうがよかったかなとか、それから、上から函館市から、一瞬北から順番に書いてあるのかなと思っただんですけど、いきなり宮崎市から豊橋市に行って、済みません、ちょっと本題とは違いうんですけど、制定時期なのかなと思ったら、そうでもないし、できれば制定が古いところというか、経年変化して、時系列的に統一性をもってまとめていただくとちょっと見やすいなとか、済みません、小言みたいなことを言いまして。

結局先ほど部長が言われたみたいに、職員一人一人の意識の問題で収納率を上げるとか、だから、こういう条例を制定しようとする意識がこういうアウトプットにあらわれてくるとも思いますし、だから、他市の情報もできるだけ厳密に適正に新しい情報をというふうには、こういうのをヒアリングしていただくと、条例制定に向けてより効果のあるものができるのではないかなと思って、済みません、小言でした。

早川新平委員長

それでは、ここで休憩に入ります。再開は11時15分、あの時計で、10分休憩させていただきます。

11:03 休憩

11:16 再開

早川新平委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。

冒頭、理事者のほうから説明をしたいということで。

倭財政経営部長

先ほど川村委員さんから情報の収集というところでご指摘いただいたところでございます。

改めて、今後その資料の調整につきましては、ご指摘いただいた点でやっていきたいという思いでございますけれども、特に収納率の関係、これについては全ての債権ということではございませんけれども、主なものについて改めて、ちょっと次回になりますけど、準備させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

早川新平委員長

よろしくお願いいたします。

それでは、他の委員さんのほうからご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

芳野正英副委員長

これ、豊田市の条例をつけていただいております。これ、全国の条例の場合はほぼこれに沿った形で、その差異というのは余りないんですかね。特に、例えばここが漏れているですとか、ここを加えているとかという部分はなくて、大体ここに集約されるような形なんでしょうか。

矢田収納推進課長

全部を見たわけではないんですけども、まず、1、2、3、4、5とか、ずっと続いて第8条までは同じです。ただ、第9条の専決処分というのは、実際にはない場合もあります。これはほかに、四日市市でも市の専決処分事項の指定というのが別で定めております。この豊田市も実はそういうのが定められております。そういうのを市長において専決処分することを得る事項という形で豊田市は制定してあって、そういうのが制定してあって、あえて必要ないやろうと書いてない場合があります。ただ、四日市の場合は、その指定が書いてありません。ですから、やはり条例としては多分、もし制定するならここが出てくるのかな、ここがあるとことないとこがまず一点あります。

それと、あともう一つ、違うところというと、これにはちょっとないんですけども、情報の共有という条項も書いてあるところがあります。この情報の共有というのはちょっと意味合いが、これ、私どもで調べさせてもらってもちょっとわかりにくい部分があります。

ちょっと説明をさせていただきますと、いわゆる債権者、私債権という形で、その情報をそれぞれ共有できるというような内容の文言になっておるんですけども、それを入れてある市が幾つかあります。

ただ、これ、その内容がいいかどうかといいますと、実際に情報自体、強制徴収公債権だと調査権、調査検査権というんですか、これが非常に強大な権限をいただいております。預金から何から皆調べられる権利があるんですけども、それは実際に全て地方税法によるとか、国税通則法によるとかという形でなっていて、特に地方税法で、特に公務員以外の守秘義務とは別に守秘義務というのが課せられております。それを非強制徴収公債権に適用できるかというところ、これは問題があると。強制徴収公債権同士なら支障がないというのが自治省の通知であるんですけども、ですから、強制徴収公債権同士で情報を共有す

ることはできるけども、非強制徴収公債権とか私債権にまで共有化を広げることは難しいという判断になっています。

それをずばり書いてある市はないんです。言葉は悪いんですけど、もやもやと書いてあるだけで、何を情報共有するかというのが明確に書いてないんです。一応、情報共有するというのを書いてあるんですけども、その情報共有というのは何をってというのが我々もちょっと理解しがたい部分があって、それと、違法性があるんじゃないかとか、そういう部分もあってなかなか難しいかなと思っています。

最近でいきますと、非強制徴収公債権とか私債権のいわゆる滞納者のいろんな調査をする権限というのは非常に限られていますので、それを共有したいと思っておるのかなとは思いますが、実際にはその権限がないので、例えば青森市では今検討しておるんですけども、相手から同意書をとって共有するような内容にするとかというような試みも今検討中ですので、その辺が一番債権管理条例ではまだ未成熟な部分かなとは思っていますが、そこがちょっともう一つ、点としては違っております。

芳野正英副委員長

そこで言う情報の共有というのは、役所の中での部署同士の情報の共有ということですよ。

矢田収納推進課長

それがちょっとまだはっきりわからないですね。だから、滞納者になるよという情報なのか、うちの債権に滞納額が幾らであるという情報なのか、それとも、この人は例えば生活保護を受けているのかどうかという話になってくると思うんですけども、それぞれに実は情報の共有については、法律で行政がする個人情報の保護の法律がありますので、その辺の枠で引っかかったりする場合があるので、どの辺までそれをうたうかという部分であって、法律で定められているのを条例でひっくり返すというのもおかしいので、その辺がちょっとはっきりとわからんというのがまだ研究課題なんですけども、はっきりと庁内の情報を共有するとは書いてあるんですけど、何をかというのがちょっとわかっていないんです。

芳野正英副委員長

わかりました。それは確かに検討課題だなと思うし、私自身も今聞いた中なので整理できていないので、それはちょっとまた置いておいて、先ほどの委員もおっしゃっていたんですけど、この条例とはちょっと別になってきますけど、徴収というか不良債権にしないための担保もこれから同時に進めていかないかなのかなというところで、ちょっとこれは要点だけお話なんですけど、保証人をとるとか、別の担保をどうとっていくかという方策なんかは、特に私債権の部分がポイントかなと思うんですけど、現状として債権で、例えば病院の入院費というのは、なかなかこれは保証人を取りにくいと思うんですけど、その辺、これはそういうなるべく保証人をとっていこうというふうに整理をしているところとかというのはあるんですか。部署によって、例えばそれはまちまちなのか、一度全庁的にこういうところは少し徴収しやすいような対応をしていこうとか、そういう検討もあわせてされているのかなというのを聞かせてください。

矢田収納推進課長

まだその検討までは実際には至っておりません。実際にこのマニュアルをつくる中でいろいろ聞き取りをして、その中で、実は保証人があったら、保証人に請求するという項目もマニュアルに入れなきゃならないよという話はさせてもらっていますので、そういった意味合いできちっとその辺はさせてもらっているんですけども、今までとっていないのを保証人をとれとか、そういうような指導まではまだやっていません。

ただ、債権を適正に管理するという中で、債権管理条例とは別に、そこまでの助走の中でよく言われているのが、要するに債権管理を適正にするには、まずこの債権についてどうするかというので、芳野委員が言われたように、また野呂委員も言われたように、まず貸付金なんかの審査をもっと厳格にきなさいとか、そのときに先ほど言いましたように情報共有、例えば見てもいいよというのをとれるようならとりなさいとか、そういうようなやり方で、特に不良債権が多いようなところはそういうような形で、うちの部が指導していくというのが必要やというのは、これは認識していますので、そういうのを今後やっていかなきゃならないのかなと思っています。

野呂泰治委員

ちょっと似たようなことなんですけど、徴収のというよりか、私が思うのは、これからは消費税が上がっていきます。そして、復興税とかいろんなもろもろの所得税も上がってきま

す。税に対する考え方が市民は非常に今よりシビアになってきていまして、私はその中で、市は一体お金を滞納というか、ようもらわんのはどれだけあるのやとか、恐らくそれも住民のあれでもっともっとシビアになってくると思いますので、もらえないというのが自治体の努力が足りないのか、責任という意味じゃない、言っちゃうとなんですけど、行政として業務をきちっと全うしておるのかと、それで、誰から言われても、透明性ではっきりと説明ができるような、そういうような説明ができるような体制というのがこれからより必要になるというか、言われるという時代ですもんで、だから、私が思うのは、もっと条例とか今の法律もいいんですけども、多分金融機関とかいろんな、もっと厳しく言えば消費者ファンドですわ。いろんなそういうところの取り立てという言い方は悪いですけど、回収の方法をもう少し研究して調べて、そして、一遍には導入できないだろうけど、民間はお金を貸すときには本当に回収方法、あかなんだらもう財産は全部もらいますよって、ここら辺も考え方なんです。そんな甘い考えを持って、そうしないと自分のところが潰れるから、行政は潰れやんという時代はもう済んでおると思うんです。はっきり言って。

だから、そういう面でも、民間であれば、取り立てができなかったら企業責任であって、株主に対する責任あるいは社会に対するコストが高くなるとか、企業は倒産だとか、いろんな傾向がありますので、やっぱりそれと同じような時代がこれからより厳しくなると思いますので、その辺もう少しシビアに捉えて対策を立てていてもらいたいと思いますので、部長、見解をお願いします。

矢田収納推進課長

先ほど言われたように、民間のという、実際に債権回収の適正な管理の中には体制づくりというのが、まず一つ大きな問題があるという形になります。

その中で、実際にうちのほうはまだ検討段階という形になるんですけども、実際にちょっと申しわけない、どこの市だったかちょっと忘れたんですけども、金融機関のOB、これをいわゆるそういう嘱託職員として雇ってやると、回収のノウハウがすごくわかっているということなんです。そういう形で滞納整理を進めているという市が実際にあって、そういうので成果が上がっているという例もありますので、そういう部分で一度そういうところも検討が要るのかなと思っております。

そういった意味で、金融機関さん、かなりシビアに取ってもらっていますので、そういう意味で、そういう部分の導入等も検討が必要になるのかなと思っております。

野呂泰治委員

そんな矢田課長、金融機関とか、よそから来てもらって、そんなOBでノウハウをもらうというそんなんより、みずからがやっぱりやっていかないと、誰も助けてくれませんよ。そのために皆さん方、優秀な方がたくさんみえるんやから。

それと、徴収について困ったこと、こんなことがあったということ、たくさんあると思います、はっきり言って、ご努力が。そういったことはいろんなところでまた言ってもらえばいいんですから、決してサボっておるとか、そんなどうのこうのとか申し上げませんので、日ごろの努力をひとつお願いしたいと、こんなふうに思います。

以上です。

芳野正英副委員長

収納推進課はどうしても強制徴収公債権の回収がメインになってくると思うんですけど、例えば病院でも見ておると1億円ぐらいの滞納があると思うんですけど、こういう部分、多分どこの公立病院も悩んでいて、悪質滞納者には一部訴訟をして、見せしめ的にやったりもされていますし、福井県も県立病院は同じように弁護士法人に滞納整理を出来高制で依頼したりしているみたいですけど、そういう例えば病院としてやっているところを収納推進課としてサポートするというか、例えば訴訟するにしても、そういう法的なサポートが必要なんですけど、そういう部分をサポートするとかということは、今業務としてはなかなかそこまでは手が回らないですかね。

矢田収納推進課長

済みません、おっしゃるとおり、そこまでまだ手は回っておりません。

それと、もう一つは、先ほどの若干強制徴収のノウハウというので預金をして、例えばその後の差し押さえして換価するとか、そういうノウハウは教えることはできるんですが、非強制徴収公債権とか私債権になると、裁判所に申し出てという形になって、その部分でいくと、逆に法的なきちっと、我々ももうちょっと努力せいと言われてたらそれまでなんですけど、そういう精通した部分のセクションが必要じゃないかなというのはあります。

そういった部分から、なかなかその裁判所にこういう書類を書いて、こうやって出して、こうやってというところまでサポートがちょっとし切れないというのが現実です。

早川新平委員長

他にございませんか。

中川雅晶委員

いろいろお話を伺っていると、全庁的かというと、全庁的というのは、公営企業も含めて全庁的にこの債権管理に関する基本的な方針というのを明確にしていく必要があるのかなって、その方針があって初めて、例えば条例とかというのも有効利用できるのかなって思うと、まず、その基本方針を明確にしていく、それをどこがリーダーかというと、調整役かというと、進めていくかというと財政経営部しかないと思うんですけども、その辺の策定がまず必要なのかなって思うんですが、その辺の例えば検討とかというのはどうですかね。

倭財政経営部長

今の債権回収の基本方針ということでございます。確かにこの条例、内容を見ていただきますと、滞納整理に特化しているような内容になっておるかと思えます。他市さんを見ましても、債権回収なんですけども、その基本的な方針というのを合わせてつくってみえる市町というのが案外ございます。

その中で、例えば今副委員長が言われたように、弁護士に依頼してというのが、さっきちょっと休みのときに言った、サービサー、債権回収会社、これについても滞納整理は弁護士法の関係がございまして、弁護士資格を持った方がいないと債権回収できないという、そういう法的な制約があるという中で、それが一つは弁護士に頼む、それと、もう一つはそういう債権回収会社、総務省がしたサービサーという、新たな、そこに依頼すると。当然そこには弁護士さんは配置されておるわけですけども、そういう債権回収の取り組みというふうなところを基本的にどうしていくかというのをあわせてつくっていく必要があるというところは認識してございます。

基本的に滞納を減らすためには、各所管、まず、現年度をいかに取っていくかというところが基本になってくるわけです。どうしても一旦滞納になると、先ほどご指摘いただいたように、どうしても取りづらくなるというところで、税に関しても現年度をいかに取るかというのを基本に、まずそこに力を注ぐというふうなところもございます。そういう債

債権管理の基本的な考え方というふうなところをあわせて市としても考えていく必要があるというふうなところで今認識しておるといふところでございます。

以上でございます。

中川雅晶委員

数年前に協議会でこの債権管理条例の議論をしたときに比べて、例えば収納推進課が一生懸命努力された部分で、そういう収納に関するものにはかなり向上したというか、スキルも上がってやっているという部分があると思います。

ただ、逆に言えば、さっきの原課のマニュアルが出てきたように、それぞれの原課と差が出てきているというのも現実としてあると思いますし、より考えていくと、さっきの専決処分の問題とか、法的手続の問題とか、それから分納とか、それから回収率、もともとの初年度の回収率をいかに上げていくかというところとか、やっぱり基本方針をしっかりと定めていくという方向が妥当なのかなって、より意を強くしたという感があります。

そこに向けてルールづくりというか、何をしていけば、より有効的に実効的に債権管理ができるのか、管理の部分、それから回収の部分を含めてですが、あと、私債権、公債権含めて、また市内、それから公営企業含めてという意味ですが、そういう基本方針を策定していくと、それと連動して債権管理条例も本市の独自である、その実効的なものも細かく議会への報告とか、議会というか監査でもいいと思うんですけど、その報告義務も含めて定めていくということが必要なのかなって思いました。

以上です。何か所見があれば。

倭財政経営部長

今、ご指摘いただいた点、先ほど申しましたように、やはり基本的な方向、方針、そういったところも先ほど申しましたように認識しております。

先ほど見てもらいました条例、つけさせていただいたところもそうなんですけども、当然債権の放棄というところ、最終的にはございます。そういったところも見ていただきますと、議会の報告というふうなところもございますので、債権管理につきましては、各部局、先ほど申しましたように適正管理を進めていくというふうなところでは、市民の方に十分説明できるように、例えば放棄するにしても、十分な滞納整理をやった上で、どうしても仕方ない、取れないというふうなところを市としては十分に説明する責任があると、

それがないと、ある意味不作為的な、そういう疑念をいただくということは決してあってはならんと。

当然税にしる、その他の債権にしる、公平性というところがございますので、市民の、納める能力のある方については納めていただくという、これも全ての債権、同じスタンスで臨んでいく必要がございますので、それを全庁的にどういう形にして明確化していくかというふうなところを考えてございますので、その必要性を認識してございますので、今いただいた意見を参考にさせていただいて、今後条例なり基本方針なりというふうなところを考えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

早川新平委員長

よろしく願いいたします。

それでは、このあたりで第1回、本日の所管事務調査、債権管理についてを閉じさせていただきたいと思います。

資料請求は、今部長のほうからあったんやけども、委員の皆さんで資料請求等がございましたら。

(なし)

早川新平委員長

では、部長のほうで次回に資料を出していただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、次回は11月12日、第1委員会室で、もとのほうに戻るという形で委員会室を間違えないように、委員の皆さん、よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでした。理事者が退席になります。ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

委員の皆さん、先日の議会報告会並びにシティ・ミーティング、本当にご苦労さまでございました。参加者が非常に少なかったということを除いては、報告はうまくできたのかなというふうには思っております。

お手元に先日の議会報告アンケートのご意見というのを事務局のほうから配らせていた

だいています。こういったご意見が出席者の方からアンケートに協力をしていただきました。また、参考資料として市民意見のフィードバックに関するフロー図を配付させていただいてあると思います。

実は、総務常任委員会で市民の皆様からのご意見をどのように取り扱うか、これが次回の11月1日に開催される議会運営委員会において、当委員会のほうで協議を踏まえて、再度協議、我々がして、どのように取り扱っていくかということを決める予定でございますが、当日、議長のほうから、総務常任委員会としては、一番大事やったのは、大事という問題は、インセンティブ予算ということ藤井委員のほうからお話がありました。

この問題について、議会のほうでも云々ということが発言されましたので、当委員会としては、このインセンティブ予算に関してこの委員会で所管としてやっていくのか、それとも、議会として議論をしていくのかということも問題になってくるとは思うんですが、委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

それ以外は、参加者が少なかったということはあっても、おおむねいいご意見をいただいていたのかなという、この資料を見る限りではよかったのかなという感じは持っていますけれども、今後、参加者が非常に少なかったので、PRが不足しているのではないかなというご意見も伺いましたので、これは議会として今後どのようにやっていかなきゃならないか、また、当委員会だけの問題ではないんでしょうけれども、議会報告会並びにシティ・ミーティングに出席される市民の方が固定化をされてきたような感もあると思います。1年、これで6回行いましたけども、1年半が経過して、今後に対する考え方もちょっと考えていかないかなのかなというところはあるんですが、総務常任委員会としてインセンティブ予算について、この委員会だけで議論するのか、それとも、議会としてフィードバックしていくのかということをご協議お願いしたいんですが、ご意見があれば教えていただきたいです。

中川雅晶委員

質問なんですけど、インセンティブ予算はどうですかという提案ぐらいいいのかもしれないですけど、予算に関して議会がそういうことに物を申すことは、地方自治法上、問題ないのかどうか。

議会事務局原主事

今、委員長はインセンティブ予算ということをおっしゃいましたけども、ここに資料としてシティ・ミーティング（総務常任委員会での意見）ということで、当日出された意見を少し私のほうでまとめさせていただいているんですが、その3ページの下段からのご意見がこのご意見になるんですが、地域づくりに対して行政のほうで、防災への取り組みも含めた地域づくり全般の活動に対して行政が評価をして、その評価で優秀なところに重点的に予算を配分するというか、そういったご意見だったと思います。

今、市でやっている防災なら防災の補助金、あるいはほかにもいろいろ地域づくりの関係で補助金があると思うんですけども、そういうもの全般に関してのご意見というふうに捉えています。

早川新平委員長

今、事務局原さんの説明があったと思うんですが、ただ、あえてインセンティブ予算というのは、この間のシティ・ミーティングの中で議長のほうがそういう発言をされて、議会で取り組みますというふうな云々のことをお話をされたので、これ、非常に難しい問題やと思っていますし……。

野呂泰治委員

藤井議長、おっしゃいましたけど、以前からずっとそういうインセンティブ予算はもう随分前から、毛利委員はご存じやと思うんですけども、議論されていて、そして、行政がいろんな予算をつくる時にいろいろサマー、オータム、ウインターと年度別にいろんな行政は行政で予算の当年度あるいは来年度の予算編成のときのいろんな会議をしてみえるんです。

そのときに議会も入るか入らんか、それはちょっといろいろあったんですけど、今は行政だけで、担当者だけでやってみえるんですけども、その関係で予算委員会というのは実はできておるわけです。予算の全体の委員会もあるので、総務委員会ももちろんそういう意見があったということは、報告はええんでしょうけど、ここで議論もいいんですけども、どうなんですか、毛利さん、その辺、全体で議論を前はして、少し、そして、もう一つ言うと、地域の住民の声というか、地域の住民の市民の皆さんの要望をいかに予算化していくかということはやっぱり一番大事なことですもんで、その意味で議長はおっしゃったと思いますんですけど、そんなふうで議論もしてもいいですけども、中川委員、地方自治法

とおっしゃいましたが、我々議会としても住民の声というか意見をいかに予算の中に入れて、そして、自分たちのまちは自分たちで、それぞれで作り上げていくかというのが大事じゃないかと、こんなふうに思いますけど、行政だけばっかでは、やっぱり地域の住民の声も大事じゃないかなと、こんなふうに私は思いましたが、取り上げてもいいんじゃないかと思えますけどね。だけど、予算常任委員会のこともある、その辺の絡みはどうなのかなとちょっと若干思えますけどね。

毛利彰男委員

文言化されたのは4ページ、これ、藤井議長の発言なので、重点的に予算を配分することについては今後議会に検討していきたいと、これ、はっきり名言されておるので、それを、いや、やっぱりやりませんとはちょっと言えないかなという部分があるので、正副委員長さんにお任せしますわ。こういうふうに言うておるんでね。

基本的には全体会でこれを、個人的にはよくやっておるところに重点配分するんじゃないかと、殊災害に対しては、それは当てはまるのかなと、逆に、やっていないところにもっと重点配分せないかんのと違うかと思うぐらいなんやけども、そういう意味ではちょっとこれ、重点配分の意味合いというのが、災害に関してはちょっと問題があるかなって個人的には思っていますけれども、市民の皆さんの前で名言されて、今後議会に検討していきたいと逆におっしゃっているので、それは尊重すべきだと思いますので、正副委員長さんのほうでお取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

以上。

早川新平委員長

今、毛利委員のほうから大変重たい、正副委員長に課せられたかなという感覚はしています。先ほどの中川委員からでも補助金という形、それから、重点的に予算をその地域に配分をするというのは、必ずしもそのとおりにどうやって配分するの、どれが優秀なのっていうところの形を考えることは非常に難しいことがあるんですが、トータル的に考えて、今のこの4ページの最後に、予算を配分するのは今後議会に検討していきたいという議長の重たい言葉をやっぱり受けとめなきゃいかんのかなと、市民の方もそれをこういう答弁をいただいた手前、期待をしてみえるんだらうと、それが市民の方の思いどおりの方向ではないけれども、それに対して議会としても検討したということで、これ、議運のほうへ

上げさせていただかないかなのかな。

議会事務局原主事

このフロー図の上から三つ目の四角なんですけど、議会報告会を終えて、各常任委員会において協議をすると、意見の整理を行うと。そこで、市民意見を議会として協議すべき意見というのと、総務常任委員会で協議すべき意見とするのか、その部分の仕分けをここでしていただいて、次回の議会運営委員会に報告させていただくと、こういう形になります。

早川新平委員長

わかりました、ありがとうございます。

先ほど、今のご説明の中で、補助金云々でいくと、総務常任委員会だけでは、私の個人の意見ですので、おさまらないのかなという感覚はあるんですが、この総務常任委員会でやるべきやという、もしご意見があれば、ご発言をお願いしたいんですが。

今の事務局の説明でも、常任委員会で協議すべきものなのか、全体ですべきものなのかということに分けるという形で皆さんにお諮りをさせていただいていますが。

それとも、毛利委員の正副委員長で決めさせていただくということによろしいですか。

中川雅晶委員

もうちょっと正副委員長で一回整理してもらったほうがいいんじゃないですかね。全体の補助金なのか、予算のインセンティブ予算という大前提と補助金のあり方なのか、いや、防災のことで言っておられたのか、それぞれの自治会というか、その地区のことで言われたのかという部分もいろいろあるので、ちょっと整理してもらったほうが、いきなりこれ、ばんって上げて、何を議論していいかわからんようになってしまう。

早川新平委員長

中川委員のおっしゃるとおりで、私は後者のほうやと発言の中ではとっておるんですけどね。だから、議長としても、きょう出てきていただけるかなと思っておったで、ちょっと朝、行ってきましたので、また改めて正副委員長でお伺いをして、皆さんにお諮りをさせていただきます。

整理をしてね。そうすると、また戻すと、日程的に。

議会事務局原主事

11月1日が議運で、今回の各常任委員会での整理の結果を受けて検討という形になりますので。

早川新平委員長

だから、今月いっぱいでない。

毛利彰男委員

してもらって、正副委員長の考え方をちゃんと明確に出してもらって、これでいかがですかとここで聞いてもらったらよろしいやんか。嫌なら嫌で何日までに返事せいと。

早川新平委員長

それじゃ、早急にメールボックスでも入れさせていただいて、見ていただいて、ご異議がある方はとりあえず今月30日までかな、31日が予備になるから、我々もええやろう。1日に出さなきゃいかんのやで。

中川委員のほうから、正副委員長で取りまとめて、どちらなのかということ整理して、こういう形で、多分今の中川委員の話と二つのうちのどちらか、全体なのか防災に関してかという意見はどちらなのかということ整理してくれという意味だと私はとっておるんやけど。

中川雅晶委員

そんな深く考えてないです。

早川新平委員長

わかりました。じゃ、とりあえず皆さんのメールボックスに入れさせていただきますので、じゃ、正副に一任ということで結構ですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

じゃ、そのようにさせていただきます。

それでは、会議は閉じさせていただきます。ありがとうございました。

次回は11月12日、午後1時半から第1委員会室という形になりますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

11 : 54 閉議